

銚子市庁舎広告付き周辺案内板設置事業仕様書

1. 事業内容

次の各号に定める事項を、事業者の責任及び費用負担により行うものとする。

- (1) 広告付き周辺案内板の提供及び故障対応等の保守・管理業務
- (2) 設置期間満了時の撤去及び原状回復
- (3) 広告主の募集、広告枠の販売及び広告の製作

2. 設置場所

設置場所は、次のとおりとする。

なお、現地調査の結果、より効果的な設置場所が考えられる場合は、施設管理者と協議の上、設置場所を変更することができるものとする。

番号	施設名	所在地	設置場所	年額最低貸付料	連絡先
1	銚子市 庁舎	銚子市若宮町 1番地の1	正面玄関 入口左側	120,000円	財政課 管財室 担当者 網中 電話番号 0479-24-8900

※設置場所については別添参照

3. 事業の実施期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4. 広告付き周辺案内板の仕様

(1) 設備本体

- ① 広告付き周辺案内板は、縦2,100mm×横3,000mm×奥行き1,000mmの範囲内の大きさで作成すること。
- ② 本体枠の角が鋭利にならないように加工すること。
- ③ 庁舎施設に負担のない方法で固定し、地震等でも用意に転倒しないように設置すること。
また、撤去の際は原状回復すること。
- ④ 照明はLED内照式とし、調光器により明るさの調整ができるようにすること。またタイマー等により電照時間を自動制御できることとし、手動スイッチによる電源オン/オフも容易にできるようにすること。

(2) 周辺案内地図

- ① 地図は本体内に収まり、市内全域及び銚子市役所庁舎周辺地図の構成とすること。
- ② 国土地理院の地図をベースに作成すること。
- ③ 公共施設・災害時の避難場所等本市が指定する地点をわかりやすく表示すること。
- ④ 全体的に利用者が見やすい配色デザインとすること。
- ⑤ 地図上に所在する広告主の表示を行うことができるものとする。

(3) 広告枠

- ① 広告主の広告を表示することができる。
- ② 本体内で収まる大きさで作成し、1枠が極端に大きくならないようにすること。

(4) その他

- ① 製作・設置・移設・撤去等に関する一切の費用は事業者が負担すること。
- ② 事業者は、施設利用者に危険を生じない方法により、広告付き周辺案内板を設置しなければな

らない。

- ③ 事業者は、広告付き周辺案内板の設置に際し、施設の維持管理及び災害時の避難誘導の支障とならない場所及び構造にしなければならない。
- ④ 破損・汚染や公共施設等の変更及び広告主の変更等についてのメンテナンスをその都度行い、必要に応じて修正するなど常に正確な情報を発信すること。また、1年に1度は周辺地図全体を更新すること。ただし、本市が必要ないと認める際にはその限りではない。
- ⑤ 「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、銚子市が推奨するものではありません。」等の表示を施すこと。

5. 問合せ先

〒288-8601

銚子市若宮町1番地の1 銚子市役所3階

銚子市財政課管財室 担当 網中

電話：0479-24-8900

FAX：0479-25-4044